

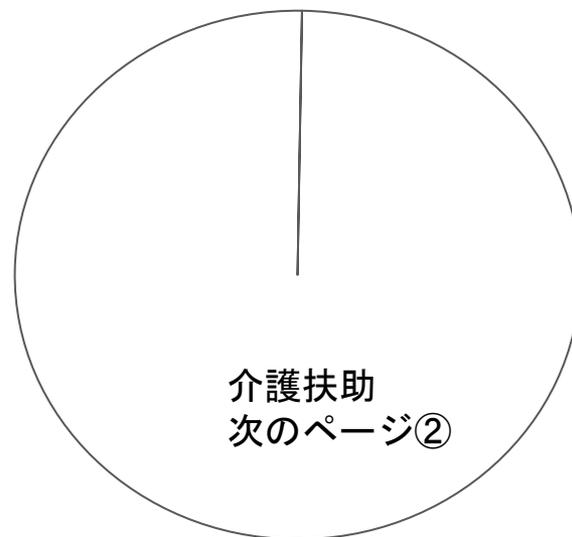
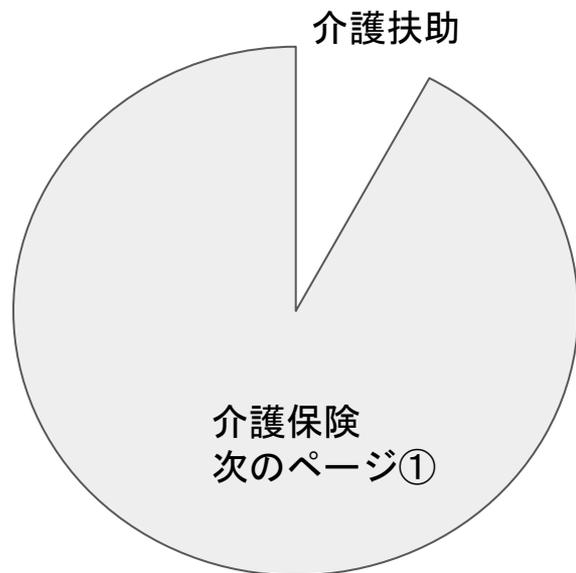
## 生活保護制度

世帯単位、医療扶助と介護扶助は原則、現物給付、それ以外は金銭給付

生活扶助	日常生活の需要を満たすための給付（飲食物費、被服費、光熱水費、介護保険料）
教育扶助	義務教育の就学に必要な費用
住宅扶助	住宅の確保および補修、維持のために必要なもの
医療扶助	疾病や負傷による入院・通院により治療を要する場合、生活保護の指定医療機関に委託して行う
介護扶助	介護保険法に規定する要介護者・要支援者が対象（自己負担分）
出産扶助	分娩の介助等
生業扶助	就労のために必要なもの
葬祭扶助	火葬・埋葬・納骨に必要なもの

## 介護扶助の内容

移送（介護サービスの利用時の交通費）以外は介護保険による介護サービスと同じ。生活保護受給者が介護保険の被保険者となる場合は、介護保険のサービスが優先し、介護保険で賄われない部分が生活保護から給付される



<p>介護扶助の 対象者</p>	<p>①介護保険の被保険者で要介護・要支援の状態にある者 ②医療保険未加入の40歳以上65歳未満の要介護・要支援の状態にある者</p>
<p>介護扶助の 範囲</p>	<p>居宅介護、福祉用具、住宅改修、施設介護、介護予防、介護予防・日常生活支援、移送</p>
<p>介護扶助の 方法</p>	<p>現物給付（住宅改修・福祉用具は金銭給付）</p> <p>被保護者が介護保険の被保険者である場合、介護保険による保険給付が優先し、自己負担分が介護扶助の対象 （被保険者以外の者は介護保険が適用されないので、上の②の場合、介護サービスの利用料金の10割が介護扶助として支給される）</p>

※利用者負担額→介護扶助

※介護保険料や施設の日常生活費→生活扶助

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 医療扶助は、原則として、指定医療機関に委託して行われ、一部負担相当額は金銭給付として被保護者に支給される。
- 2 介護施設入所者基本生活費は、生活扶助として給付される。
- 3 生活保護は、原則として、個人を単位として行われる。
- 4 生活保護の補足性の原理により、介護扶助よりも介護保険の保険給付が優先して給付される。
- 5 要保護者が急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる。

問題 59 生活保護制度について正しいものはどれか。3つ選べ。

- 1 介護扶助は、原則として金銭給付であり、これができない場合に現物給付を行うことができる。
- 2 生活保護の申請は、同居している親族も行うことができる。
- 3 住宅扶助には、家賃だけでなく、老朽化に伴う住宅を維持するための補修費用も含まれる。
- 4 生活保護受給者である介護保険の第1号被保険者の介護保険料は、年金から特別徴収される場合以外は、生活扶助の介護保険料加算の対象となる。
- 5 介護施設入所者基本生活費は、介護扶助として給付される。